○外務省告示第二百四十四号

平成二十八年三月十五日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　松浦純也在パキスタン臨時代理大使
国際連合児童基金側　クリスティアン・ムンドゥアテ在パキスタン事務所副代表

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十五号

平成二十八年三月十五日にニューデリー（インド）で、第三次農村道路建設機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第三次農村道路建設機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億六千六百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日まで
4　署名者
日　本　側　平松賢司在ブータン大使（インドにて兼轄）
ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十六号

平成二十八年三月十六日にバンコクで、タイ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日本側　佐渡島志郎在タイ大使
タイ側　スパットラー・シーマイトリーピタック外務省タイ国際協力機構局長

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十七号

平成二十八年三月十六日にバンコクで、タイ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日本側　佐渡島志郎在タイ大使
タイ側　スパットラー・シーマイトリーピタック外務省タイ国際協力機構局長

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十八号

平成二十八年四月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二十四億円
3　署名者
日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使
アフガニスタン側　サラフッディーン・ラバニ外務大臣

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四十九号

平成二十八年四月十四日にナッソーで、バハマ国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバハマ国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　中野正則在バハマ大使
バハマ側　フレデリック・A・ミッチェル外務・移民大臣

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十号

平成二十八年四月十五日にニューヨークで、「危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人道的必要性に対応するための電力安定供給計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人道的必要性に対応するための電力安定供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十三億円
3　署名者
日　本　側　吉川元偉国際連合日本政府代表部大使
国際連合開発計画側　シマ・バホス総裁補兼アラブ局長

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十一号

平成二十八年三月二十一日にプノンペンで、第七次地雷除去活動機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第七次地雷除去活動機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億七千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年七月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十二号

平成二十八年三月二十一日にプノンペンで、チュルイ・チョンバー橋改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　チュルイ・チョンバー橋改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十三億四千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年八月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十三号

平成二十八年四月十五日にニューヨークで、「危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人道的必要性に対応するための電力安定供給計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人道的必要性に対応するための電力安定供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十三億円
3　署名者
日　本　側　吉川元偉国際連合日本政府代表部大使
国際連合開発計画側　シマ・バホス総裁補兼アラブ局長

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十一号

平成二十八年三月二十一日にプノンペンで、第七次地雷除去活動機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第七次地雷除去活動機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億七千二百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年七月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十二号

平成二十八年三月二十一日にプノンペンで、チュルイ・チョンバー橋改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　チュルイ・チョンバー橋改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十三億四千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年八月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十三号

平成二十八年四月十四日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　松浦純也在パキスタン臨時代理大使
国際連合児童基金側　クリスティアン・ムンドゥアテ在パキスタン事務所副代表

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十四号

平成二十八年三月十五日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　松浦純也在パキスタン臨時代理大使
国際連合児童基金側　クリスティアン・ムンドゥアテ在パキスタン事務所副代表

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十五号

平成二十八年三月十五日にニューデリー（インド）で、第三次農村道路建設機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　第三次農村道路建設機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億六千六百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日まで
4　署名者
日　本　側　平松賢司在ブータン大使（インドにて兼轄）
ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十六号

平成二十八年三月十六日にバンコクで、タイ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日本側　佐渡島志郎在タイ大使
タイ側　スパットラー・シーマイトリーピタック外務省タイ国際協力機構局長

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十七号

平成二十八年三月十六日にバンコクで、タイ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日本側　佐渡島志郎在タイ大使
タイ側　スパットラー・シーマイトリーピタック外務省タイ国際協力機構局長

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十八号

平成二十八年四月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアフガニスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二十四億円
3　署名者
日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使
アフガニスタン側　サラフッディーン・ラバニ外務大臣

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十九号

平成二十八年四月十四日にナッソーで、バハマ国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がバハマ国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　中野正則在バハマ大使
バハマ側　フレデリック・A・ミッチェル外務・移民大臣

平成二十八年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率（平成二十六年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表に次のように加える。

平成二十八年度	年〇・〇一パーセント

○厚生労働省告示第二百六十一号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率（平成二十六年厚生労働省告示第二百十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表に次のように加える。

平成二十八年度	年〇・〇一パーセント